

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分 の点数
20260703	株式会社 モアライフ(法人番号8011901025846)代表者:石井 克昌	東京都葛飾区四つ木5-8-1	城東	東京都葛飾区四つ木5-8-1	事業停止60日間、輸送施設の使用停止(98日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年8月29日、同年9月5日、同年9月11日及び同年9月16日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)日常点検の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第47条の2)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(10)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	70	70
20260707	有限会社 福田運送(法人番号9011502005147)代表者:福田 サト	東京都北区赤羽北2-19-10-104	本社	東京都足立区舎人1-17-19-303	輸送施設の使用停止(108日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年7月1日及び同年7月14日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)、(8)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	11	11
20260707	株式会社 小林運輸(法人番号4030001063956)代表者:小林 幸一	埼玉県越谷市大字大杉909	本社	埼玉県越谷市大字大杉909-4	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和7年7月29日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)	9	9
20260707	株式会社 ナヴィエス(法人番号8050001048282)代表者:蛭名 学	埼玉県さいたま市岩槻区小溝97-47	本社	埼玉県春日部市緑町1-8-7	輸送施設の使用停止(55日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項	最高速度違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年7月9日、同年7月16日、令和7年2月19日及び同年10月2日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)業務記録の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(4)点検整備記録簿の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(5)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	6	6
20260707	株式会社 リヴェール東洋(法人番号8060001015356)代表者:村澤 英明	栃木県小山市大字出井927-2	犬塚	栃木県小山市大字犬塚998-102 アークヒルⅢ203	輸送施設の使用停止(47日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年4月10日及び令和7年4月18日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	5	5

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分 の点数
20260708	有限会社 創建興業(法人番号5060002036569)代表者:飯島 康司	栃木県足利市利保町2-19-13	本社	栃木県足利市利保町2-19-13	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和8年4月15日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20260714	株式会社 幸運(法人番号5012801009560)代表者:野崎 慶太	東京都西多摩郡瑞穂町長岡1-13-11	本社	東京都西多摩郡瑞穂町長岡1-13-11	輸送施設の使用停止(117日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年11月14日及び令和7年12月8日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(8)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(9)損害賠償の支払能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法施行規則第14条)、(10)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	12	12
20260714	株式会社 大翔運輸(法人番号9180001115143)代表者:大平 孝	愛知県名古屋市中区神宮寺1-208	関東	茨城県古河市東諸川68-4	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年7月24日、令和7年6月27日及び同年7月28日、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)勤務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(8)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(11)点検整備記録簿の保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(12)整備管理者の選任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第52条)、(13)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(14)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	11	11
20260714	株式会社 加悦(法人番号4040001015270)代表者:加悦 征爾	千葉県千葉市美浜区新港185	本社	千葉県千葉市美浜区新港185	輸送施設の使用停止(65日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和7年12月25日及び令和8年1月15日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	7	7
20260714	日本WeP流通 株式会社(法人番号6012801003026)代表者:安田 修	東京都武蔵村山市伊奈平5-87-5	入間物流センター	埼玉県入間市上藤沢原514-1	輸送施設の使用停止(52日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和7年10月22日及び令和7年11月12日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(6)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(7)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	6	6

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	左記の行政処分 の点数
20260714	株式会社 スミレ運送(法人番号1010001020532)代表者:比田 康治	東京都千代田区内神田2-9-6	深谷	埼玉県深谷市緑ヶ丘25-3	輸送施設の使用停止(59日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年7月18日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(8)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	6	6
20260714	神奈川ファミリー引越センター 株式会社(法人番号1020001048201)代表者:種田 孝彦	神奈川県横浜市都筑区佐江戸町349	横浜	神奈川県横浜市都筑区佐江戸町349	輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年10月16日、同年10月22日及び同年12月3日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)	5	5
20260714	株式会社 エムエー(法人番号9070001034362)代表者:林 雅仁	群馬県高崎市新町1569-13	本社	群馬県高崎市倉賀野町2460-8	輸送施設の使用停止(32日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和7年8月21日及び令和7年10月24日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運行指示書の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)	4	4
20260722	鈴木運輸 有限会社(法人番号8040002046591)代表者:鈴木 義久	千葉県松戸市松戸新田570-18	本社	千葉県松戸市松戸新田570-18	輸送施設の使用停止(172日車)、輸送の安全確保命令	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年7月24日及び同年8月22日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(9)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(10)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	18	18
20260722	有限会社 トラスト(法人番号7070002015917)代表者:竹内 三千彦	群馬県みどり市笠懸町久宮637	本社	群馬県みどり市笠懸町久宮637	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和7年11月13日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	2	2
20260722	丸飯興業 株式会社(法人番号9021001014053)代表者:井上 光英	神奈川県相模原市南区麻溝台3-1-15	本社	神奈川県相模原市南区麻溝台3-1-15	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第15条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和8年4月21日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第15条第3項)	1	1

貨物自動車運送事業者行政処分等状況(令和8年7月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	主たる事務所の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分点数
20260728	K. TransDrive 株式会社 (法人番号 7030001019749)代表者: 武井 貢士	埼玉県蓮田市閨戸39 94	本社	埼玉県北足立郡伊奈町 小室8267-1、8265 -1、8266	輸送施設の使用停止 (233日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 5項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和7年8月20日、 監査を実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第8条)、(5)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第9条)、(7)運行記録計による記録の改ざん・不実記録(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自 動車運送事業法第9条第1項)、(10)事業計画事後届出違反(貨物自動車運送事 業法第9条第3項)	24	24
20260728	西濃運輸 株式会社(法人 番号7200001015755)代表 者:高橋 智	岐阜県大垣市田口町1	八王子支店	東京都八王子市石川町 2968-9	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業 法第15条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和8年4月16 日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業 法第15条第3項)	3	3

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。
注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)